

国際貿易と産業保護政策に関する一考察

— 発展途上国の工業化政策との関連において —

安 田 信之助

目 次

- (1) はじめに
- (2) 幼稚産業保護による発展パターン
- (3) 保護関税と要素移動
- (4) 関税保護と経済厚生
- (5) 保護撤廃の困難性
- (6) 関税保護と補助金保護
- (7) 産業選択基準と輸出成功事例
- (8) おわりに

(1) はじめに

19世紀から20世紀にかけての世界貿易の構造変化の分析に基づいて1950年代の末にヌルクセ(R. Nurkse)¹⁾は発展途上国の工業化政策の活路を国内市場を中心とする輸入代替工業化戦略に求めたのである。輸入代替工業化戦略は最終消費財の輸入を制限することによって、国内生産のための一定の需要規模を持った国内市場を政策的に創出することから始まる。こうして新たに創出された市場が工業化に強力なインセンティブを与えることが想定されているのである。輸入代替工業化に理論的な整合性を附与したハーシュマン²⁾(A. O. Hirschman)

1) Cf. R. Nurkse, *Pattern of Trade and Development*, Almqvist & Wicksell, 1959, 大畑弥七訳『外国貿易と経済発展』ダイヤモンド社, 昭和35年。

2) See A. O. Hirschman, *The Strategy of Economic Development*, New Haven, Yale University Press, 1958 ch. 7. 麻田四郎訳『経済発展の戦略』巖松堂, 1961年, 第7章。A. O. Hirschman, "The Political Economy of Import-Substituting Industrialization in Latin America," *Quarterly Journal of Economics*, Vol. LXXXII, No. 1, February 1968, pp. 1~32.

は輸入が行なわれているという事はそこに市場が存在しているという疑いのない証拠であることを指摘し、輸入は一国の需要構造を偵察し、その実態を明らかにするとともに、工業化に伴う不確実性を少なくし、国内生産への道を開くものであることを強調したのである。これはグルーミーな発展途上国の経済発展、工業化に一筋の光りをもたらしたのである。しかし、発展途上諸国で大きな期待を持って推進された輸入代替工業化戦略も第一段階の消費財工業の育成から第二段階の資本財・中間財の輸入代替の局面で、輸入急増に伴う国際収支の悪化から大きな壁に直面したのである。こうした反省から60年代を経てやがて輸出の拡大が重要なテーマとなり輸出志向工業化が注目されはじめたのである³⁾。こうした過程でこれまで発展途上諸国でとられてきた高度の関税障壁による国内産業の保護に疑念がもたれはじめたのである。つまり輸出志向工業化政策の推進とそれに伴う経済成長の実績によって国内の貿易政策、産業政策も転換のきざしが見え始めたのである。とはいえ、資本集約財産業への関税賦課によって外国資本の流入を促し、資本財の輸入代替を実現していくという新古典派理論による工業化政策を一概に批判することはできないが、現実には直面した大きな壁は無視することはできないのである。

以下、本稿では、最初に幼稚産業保護による発展パターンを一瞥した後、保護関税と国際資本移動に関するマンデル・モデルを分析し、続いて保護政策に伴う問題点を考察し、最後に発展途上国がとるべき産業政策、貿易政策について展望する。

(2) 幼稚産業保護⁴⁾による発展パターン

自由貿易こそが国際的な資源配分を最適にするという主張は古くから国際経

3) 台湾および韓国における輸出志向工業化政策の展開については、渡辺利夫『開発経済学研究』東洋経済新報社、昭和53年、第4章を参照されたい。

4) 幼稚産業論は最初アメリカのハミルトン (A. Hamilton, 1757—1804) が主張し、それをドイツのリスト (F. List, 1789—1846) が体系化したものである。cf F. List, *Das Nationale System der Politischen ökonomie*, 1841; tansr. by Lloyd. s. s.: *The Natinal System of Political Economy*, Longmans, 1922 正木一夫訳『政治経済学の国民体系』春秋社、1949年。

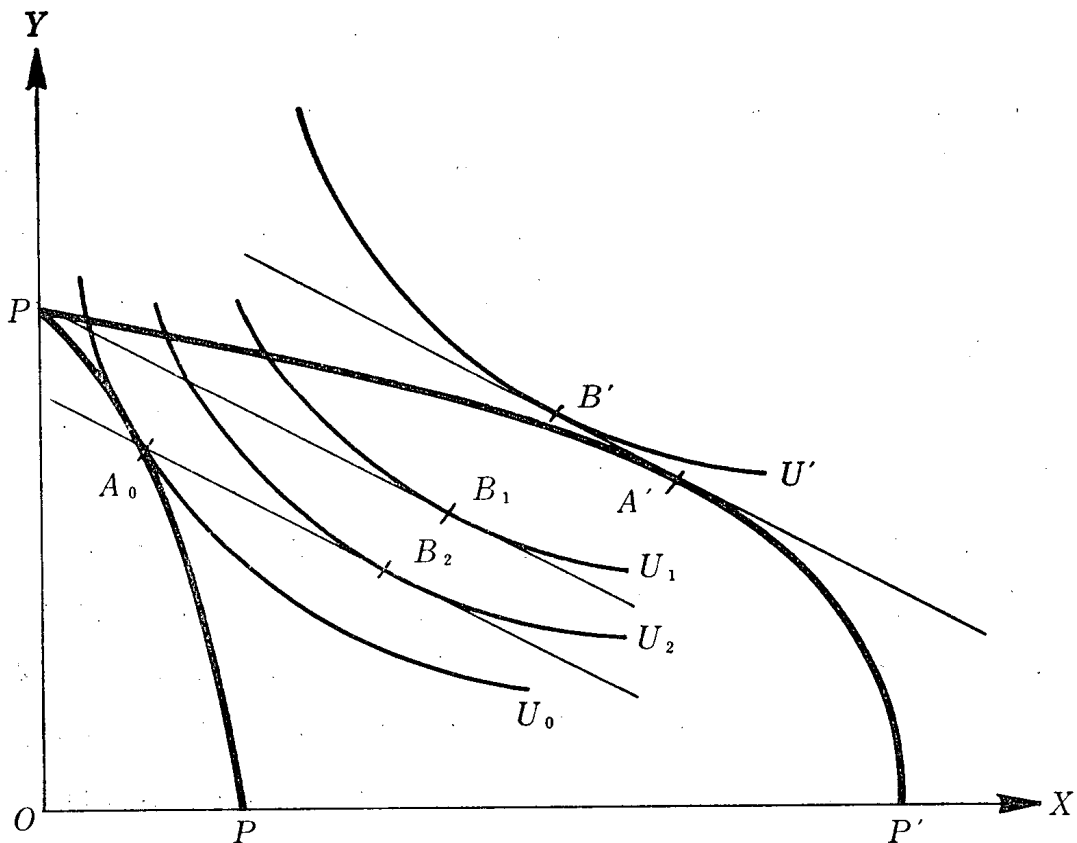
済理論によって支持されてきた命題である。これに対して自由貿易論者によってさえ唯一の例外として容認されている保護貿易政策に幼稚産業保護論がある。自由貿易の主張がそれによって多くの直接的利益を享受できる先進工業諸国の要求を背景にしていたのに対して保護貿易の主張は一步遅れて工業化過程に進もうとする国々によって展開されたのである。古くはイギリスに対抗してきたアメリカやドイツにおいて、今日においては工業化政策を模索している発展途上諸国において主張されているのである。発展途上国の工業化政策を貿易政策との関連で問題とする場合、国際経済理論で容認されている唯一の例外としての幼稚産業保護論が今日においても発展途上国の工業化政策を有効に導きうる手段となり得るのであるだろうか。幼稚産業とはその名の示す通り成長の初期段階にある産業のことで、ある一定期間の保護の間に規模の経済を十分に利用して生産費を引き下げ、やがて比較優位を確保しうる産業のことである。こうした産業が存在する場合、自由貿易を選ぶか、保護貿易をとるかによって、当然、将来の生産能力に大きな差異が生じてくるであろう。いま、自国のX財産業が幼稚産業であるとしよう。第1図のPPは現在の生産可能曲線である⁵⁾。自由貿易体制の下で当国はY財産業に完全に特化して、 B_1 点で消費するであろう。この場合はX財は全く生産されないから、同一の生産・消費パターンが将来にわたって続けられることになる。それでは関税を賦課することによって貿易を禁止した場合はどうであろうか。この場合は封鎖経済の均衡 A_0 が成立し、X財、Y財ともに生産されることになる。この結果、当国の実質所得は、無差別曲線 U_1 からより低位の無差別曲線 U_0 の水準へ低下する。しかし、日時の経過とともにX財産業の効率が向上し、生産費の引き下げが行なわれるため将来の生産可能曲線は PP' 曲線のように外側に漸次拡大するであろう。そして将来、自由貿易に立帰るものとして、生産の均衡的は A' 、消費の均衡点は B' のようになる。つまり、このことは当国はX財を輸出し、Y財を輸入することを示しているのである。この間に幼稚産業は比較優位を確立し、当国の実質所得は無差別曲線 U_0 からより高次の無差別曲線 U' へ上昇する。無差別曲線 U_1

5) 天野明弘、渡部福太郎編『国際経済論』有斐閣、昭和50年 165頁～166頁参照。

から U_0 への低下が保護関税の社会的コストであり、 U_0 水準から U' 水準への上昇がそれによる社会的利益を示している。

さて一定の保護期間を経て幼稚産業が成長し、国際競争力をつけ、輸出化に成功すれば幼稚産業保護の目的は達成されたことになり、この産業は保護に値する産業であったということになる。産業の発展が順調に達成されるためには生産資源である資本、労働の増大が、少なくともどちらかの増大が必要となる。発展途上国における工業化促進のための産業保護政策によって、資本集約財に保護関税が賦課されれば、その国の国内市場での資本収益率は、関税賦課のない場合に比べて当然高まる。その結果、資本の流入に対するインセンティブが生じるのである。それは保護関税が関税賦課国の稀少要素の相対的稀少性を高め、その実質要素報酬率を引き上げて、稀少要素の関税賦課国への移動を有利にするからにほかならない⁶⁾。

第1図



(3) 保護関税と要素移動

この命題に基づく分析がロバート・マンデル (R. A. Mundell) によってなされている。これを簡単に考察しよう⁷⁾。

マンデルの分析は小国モデルにおいて資本集約財に関税が賦課されると、その価格は労働集約財の価格よりも上昇するので生産要素が労働集約財から資本集約財へ移動することを示している。このように貿易は生産要素の国際移動に代替するものであるという新古典派貿易理論の一般的命題に基づくものである。

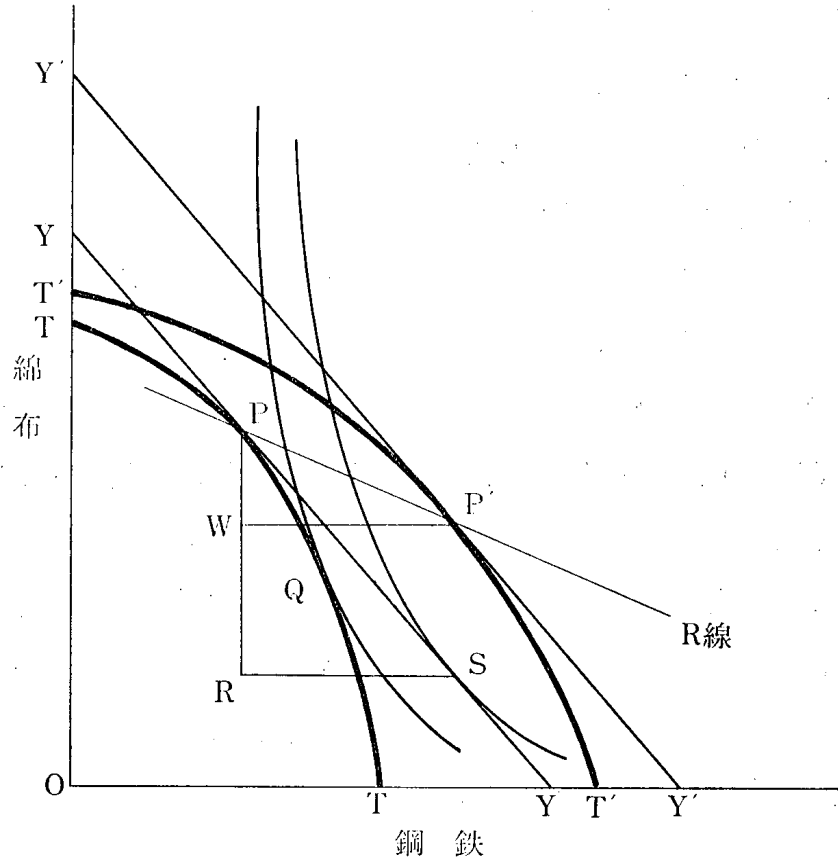
いま2国(A, B) 2財(綿織物, 鋼鉄) 2要素(労働, 資本)のもとでA国はB国に比べて相対的に労働豊富で資本が希少の状況にあり, 綿布は鋼鉄と比べて労働集約財であると仮定する。A国は鋼鉄と交換に労働集約的な生産物, 綿糸を輸出する。この場合の均衡は第2図の通りである。TTはA国の変形関数(生産可能曲線)であり, 生産点はP点, 消費はS点で行なわれる。A国はPRの綿布を輸出し, RSの鋼鉄を輸入する。

さて, ここでA国の鋼鉄の輸入に関税を賦課したらいかなる変化が生じるであろうか。A国における鋼鉄の価格は綿布の価格に対して相対的に上昇し, 生産と消費はQ点に移行するであろう。そこでは要素は綿織物産業から鋼鉄産業へ移動するが, 綿布は労働集約的で, 鋼鉄は資本集約的であるから, 要素価格が変化しないとすれば生産のシフトは労働の超過供給と資本の超過需要を生ずることになる。その結果, 労働の限界生産力は低下し, 資本の限界生産力は上昇しなければならない。この場合, 資本の移動が可能であればA国におけるより高い資本の限界生産力がB国からの資本の移動をひき起こすことになる。そ

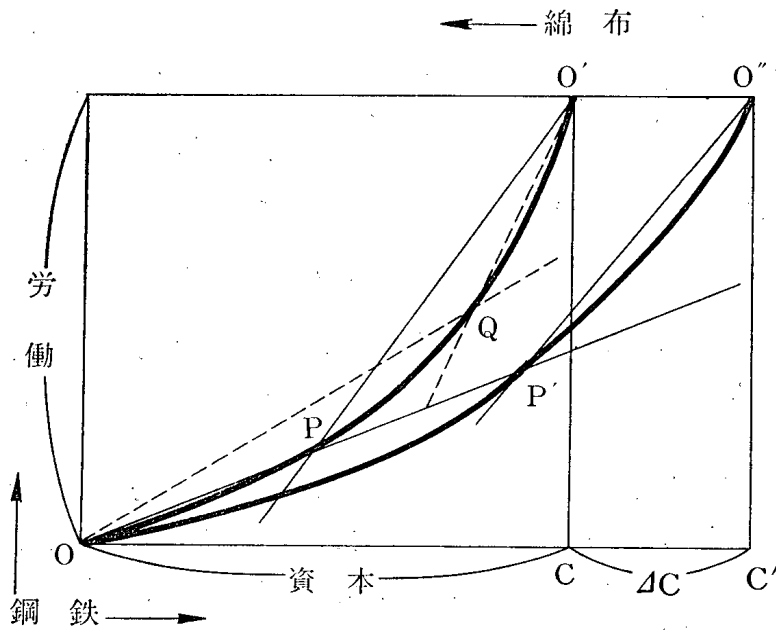
6) Cf. G. M. Meier, *The International Economics of Development*, Harper & Row, 1968. 麻田四郎, 山宮不二人訳『発展の国際経済学』ダイヤモンド社, 昭和48年, 180頁。

7) Cf. R. A. Mundill, "International Trade and Factor Mobility," *American Economic Review*, June 1957. 後になって *International Economics*, Macmillan, 1968 ch. 6, 所収, 渡辺太郎, 箱木真澄, 井川一宏訳『国際経済学』ダイヤモンド社, 昭和46年, 第6章。

第2図



第3図



の結果、A国の生産可能曲線は集本集約財である鋼鉄に拡大する。第3図はこの新しい均衡をボックス・ダイヤグラムで説明したものである。A国は当初OCの資本とOLの労働を持っている。OO'は効率曲線であり、その上のどの点でも労働および資本の限界生産物が鋼鉄および綿布において均等化している。均衡点は当初はPでそれは第2図の生産ブロック上のPに対応する。鋼鉄および綿布の要素比率は、それぞれOPおよびO'Pの勾配で与えられる。ここで関税が賦課されると第2図のQ点と同じく生産は効率曲線に沿って移動する。OQおよびO'Qの勾配は綿布も鋼鉄も労働の資本に対する比率が上昇したこと、すなわち資本の限界生産力が上昇し、労働の限界生産力が低下したことを示している。またこのQ点は鋼鉄の生産等量曲線がOPより明らかに遠ざかっていることから、それだけ生産が増加したことを示している。それとは逆に綿布の場合はO'PよりもO'に近い点Qでの生産であり、これは生産の減少にはかならない。

資本の限界生産力の増大に伴って資本の流入が増加し、ボックスで示された綿布の生産原点O'は右方にシフトしO''に移ることになる。なお、CC'が資本の増加分である。

ただし、資本が完全な移動性を有する場合には、労働の限界生産力も資本の限界生産力もともにA、B両国で均等化しなければならない。そこで他の国の限界生産力が一定であるとすれば、A国の要素報酬は変化しないからA国における鋼鉄と綿布の要素比率は関税が賦課される前と同じでなければならない。したがって新しい均衡点はOPの延長上、O'Pに平行なO''P'と交わる点P'となる。このP'点は第2図のP'には相当する点である。

ここでA国を発展途上国と置き換えて考えてみると、小国である発展途上国はこれまで輸入していた鋼鉄に保護関税を賦課することによって生産をQ点に移行させ鋼鉄産業の保護育成を積極的に行なうことになる。鋼鉄に対する保護関税の賦課は労働集約財である綿布の価格に比べて、資本集約財である鋼鉄の価格を上昇させる。その結果、生産要素が労働集約財産業から資本集約財産業へと移動することになり、要素価格不変のもとで労働の超過供給と資本の超過

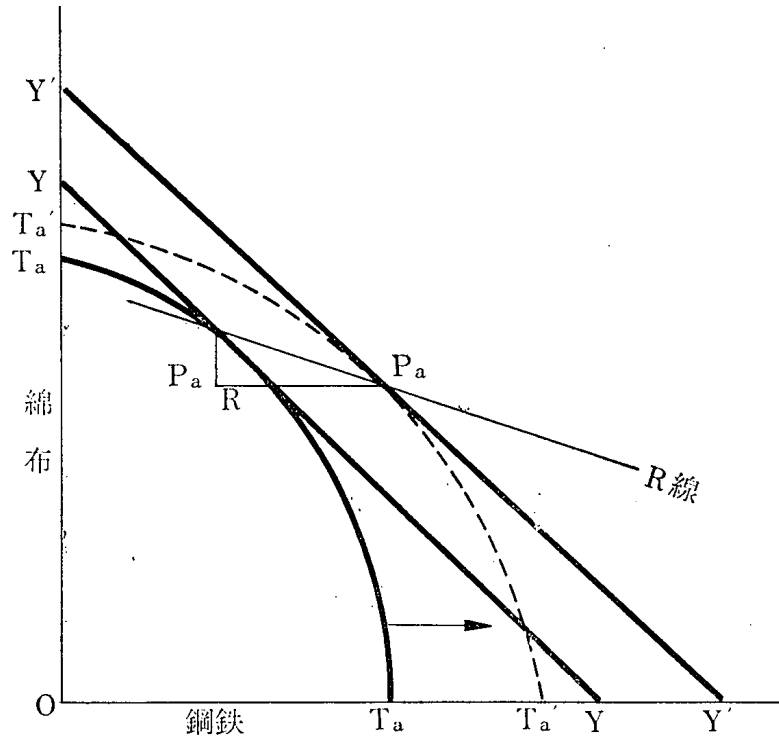
需要が生じることになる。こうした状況においては労働の限界生産力が低下し、資本の限界生産力が上昇するので一般に資本豊富国である先進国から資本が流入することになる。

第3図のボックス・ダイアグラムで示されている ΔC が資本の流入分である。資本流入による資本の増加によってこの国の鋼鉄産業はより優れた生産関数に移行し生産可能曲線を TT から $T'T'$ に拡大させることになるのである。小国の仮定から交易条件は変わらないので YY と平行な $Y'Y'$ と $T'T'$ 曲線との接点 P' に生産が移行することになる。周知のリプチンスキー (T. M. Rybczynski) 定理によって P と P' 点を結んだ R ライン上に2財の生産拡大が示される。

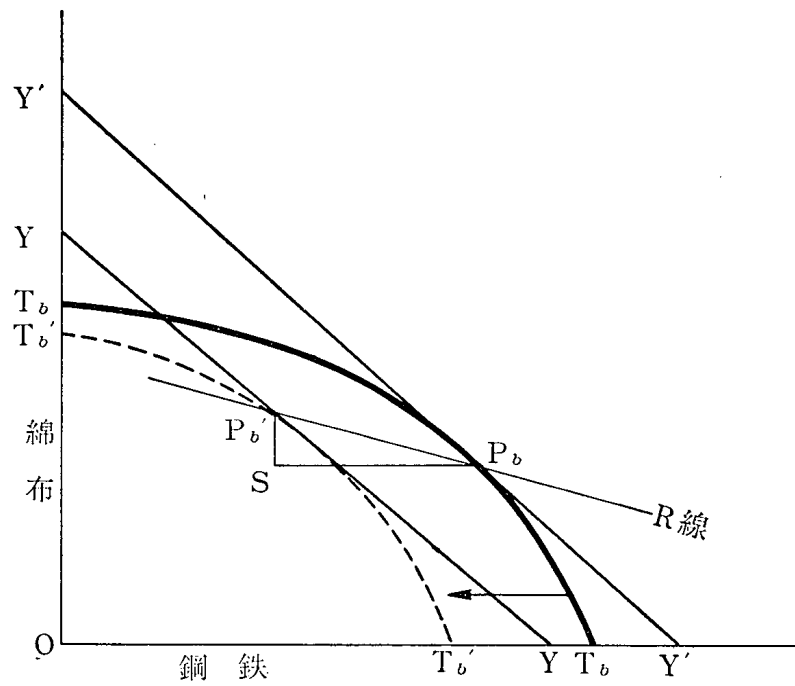
さて、次に以上の説明をA国(資本流入国)とB国(資本投資国)を対比して考察してみよう。内容は前述と同様である。A国が鋼鉄に関税を賦課すると鋼鉄の綿布に対する国内価格比率が上昇し、綿布から鋼鉄に資源がシフトする。その結果、資本の限界生産力は上昇し、労働の限界生産力は低下する。B国では綿布の価格が鋼鉄に比べて相対的に上昇し、労働および資本は鋼鉄から綿布にシフトして労働の限界生産力は上昇し、資本の限界生産力は低下する。A、B両国の相対的要素報酬は逆の方向に動き資本がB国からA国に移動する。その結果、B国の生産ブロックは縮小し、A国のそれは拡大する。第4図の $T_a T_a$ はA国の関税賦課前の生産可能曲線で、 $T_a' T_a'$ は関税が賦課され資本が移動した後の生産可能曲線である。不変価格のもとでA国の均衡は R 線上の P_a から P_a' に移動し、鋼鉄の生産を RP_a' だけ増加させ、綿布の生産を RP_a だけ減少させる。これに対してB国の生産は R 線上をA国とは逆に P_b' に移動し、鋼鉄の生産は SP_b だけ減少し、綿布の生産を SP_b' だけ増加する。この場合AB両国における2財の生産の増減——すなわち RP_a' は SP_b に、 RP_a は SP_b' に等しい。

このことをマンデルは第5図のボックス・ダイアグラムを使って次のように証明している。 OL_a および OC_a はそれぞれA国における労働と資本の賦存量であり OL_b 、 OC_b はB国のそれである。 OO_a および OO_b はA国、B国の効率曲線で、生産はそれぞれ P_a および P_b で行なわれる。この P_a 、 P_b は前出の第4図(A)、(B)に対応している。A国が鋼鉄に関税を賦課すると $C_b C_b'$ の資本がB

第4図 (A国)



第4図 (B国)

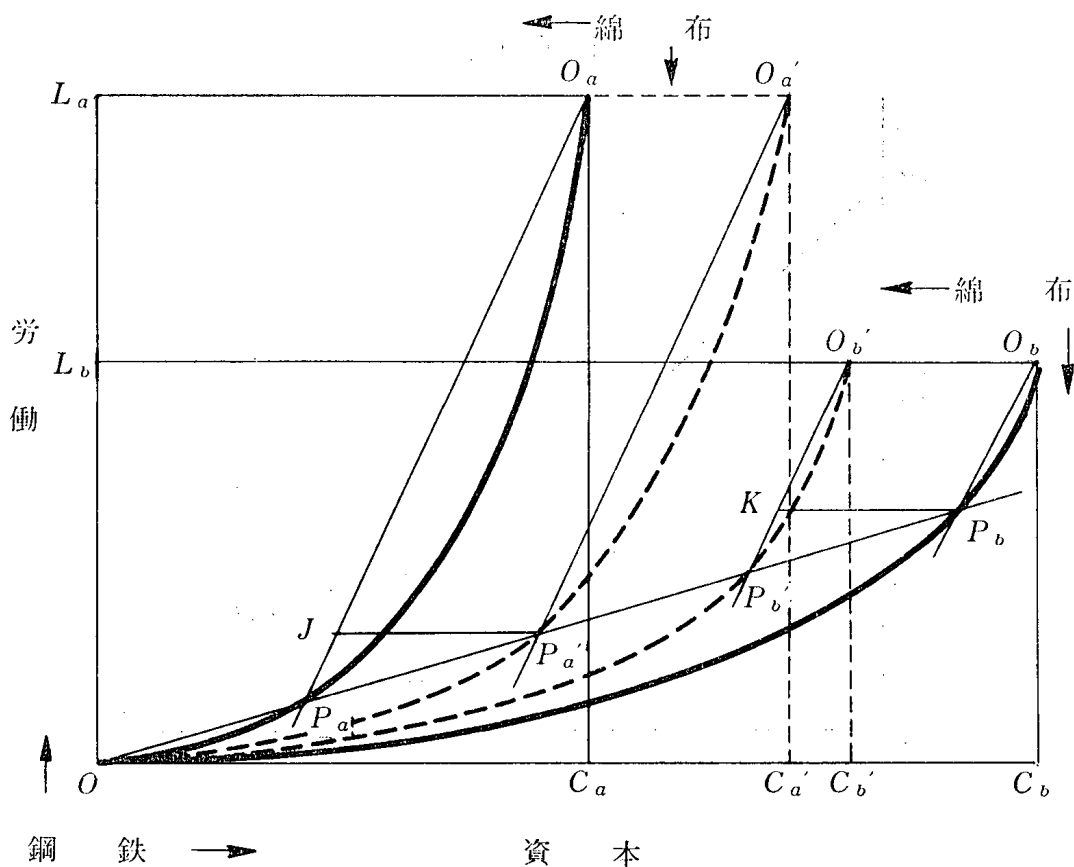


国を去り、B国の綿布の原点は O_b から O_b' へシフトとする。不変価格のもとでは各産業の労働・資本比率は従前と同じでなければならないから均衡点は P_b' に移動する。また、B国からの資本の流出はA国への資本の流入と一致しなければならないから、B国の綿布の原点が左に移動すると同じだけA国の綿布の原点は右に移動しなければならない。JP_aP_{a'}とKP_{b'}P_bは合同な三角形であるから、A国の鋼鉄の生産増加を表わすP_aP_{a'}はB国の鋼鉄の生産減少分P_bP_{b'}に等しく、また、A国の綿布の生産減少JP_aはB国の綿布の生産増加KP_{b'}に等しいことになる。

さて以上のような検討は、関税は要素移動を促進するという一般命題に関するものである。マンデルは貿易と要素移動の代替性を検討し、それが可能であることを証明したのである。

以上のようなマンデルの論証に対して次のような基本的な批判が提示されて

第5図

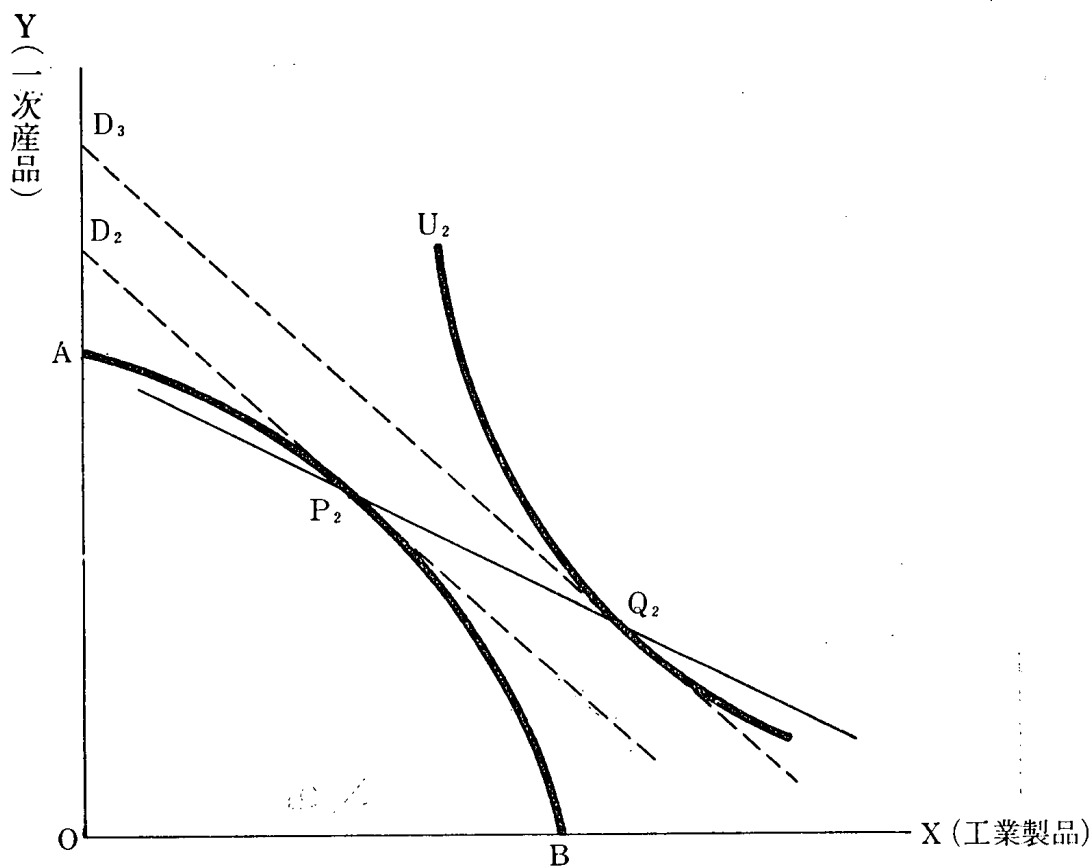


いる。その批判とはマンデル・モデルがヘクシャー＝オリーン＝サムエルソン命題の下での議論であるため非現実的であるという点であり，異なる生産可能性曲線を持つA国，B国において同一の生産関数の想定，交易条件不変の仮定に対する批判である。

(4) 関税保護と経済厚生

本稿では発展途上国の保護貿易政策に焦点をおいて検討しているのでこうした点について考察しておこう。これは周知のように宇沢＝浜田の命題⁸⁾として知られているが，ここでは浜田論文⁹⁾を援用し説明しよう。第6図はX財（工業製品）とY財（一次産品）との生産可能曲線を示したものである。資本移動の

第6図



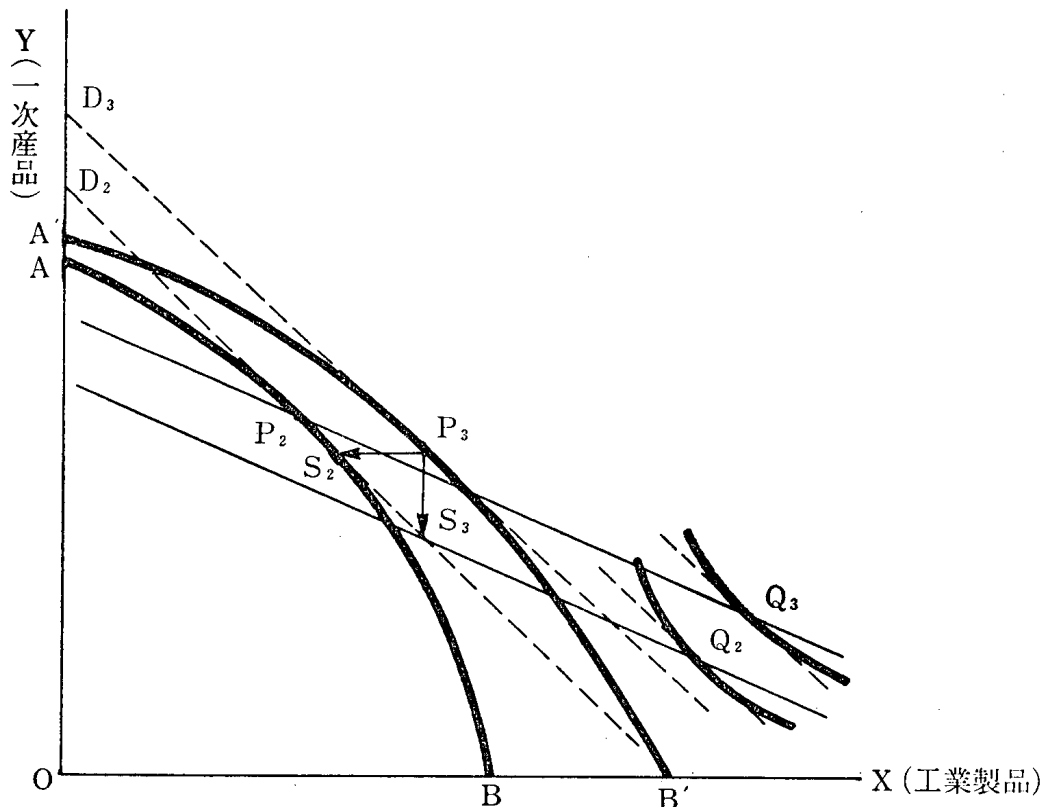
8) 宇沢弘文「資本自由化と国民経済」『エコノミスト』，昭和44年12月23日号，浜田宏一「国際貿易と直接投資の理論」『東洋経済』臨時増刊号，昭和46年1月5日。

9) 浜田宏一，前掲論文。

起こらない前の生産可能曲線は AB で表わされる。

さて、ここで資本移動が生じたらどうなるであろうか。一般に一次産品に比べて工業製品の方がより資本集約的であるので、資本の流入によって生産可能曲線は第7図の $A'B'$ のように拡大するが、図から明らかなように工業部門における拡大がより大きくなる。いま発展途上国においてX財である工業製品に保護税関が賦課されたとすれば、国内の消費者は、当然、国際価格よりも高い価格で工業製品を購入しなければならないことになる。小国モデルの仮定によると第6図に示されるように国際価格比率は P_2Q_2 の比率で与えられるが、工業製品に関税が賦課されると国内の生産者および消費者は点線のような勾配の価格比率を与えられることになる。したがって生産は P_2 点で消費は Q_2 点で行なわれることになる。このように1国の輸出入の如何が国際価格が影響を与えない小国の場合には輸入財である工業製品の国内価格は関税賦課分だけ上昇するので、その価格上昇分だけ国内産業が保護されることになる。その結果、工

第7図



業製品の生産の増加が期待できるのである。これに対して輸出財である一次製品の国内生産は逆に減少を余儀なくされるのである。このように保護関税の賦課は小国の場合その国の経済厚生を低下させることになるのである。

関税が資本集約的な財に賦課されると資本の収益率である利潤率が関税のない場合よりも高まるので、たとえ両国の生産関数が同一であったとしても外国資本が流入してくるのである。そこで資本の流入が行なわれたとすると、生産可能曲線はどのような変化を示すだろうか。第7図にみるように生産可能曲線はABからA'B'に拡大し、新たな均衡点 P_3 が得られる。新たな均衡点 P_3 はリプチンスキーの定理によって P_2 の右下にくることが証明されている。

ここで問題なのは外国資本の流入によってその国の経済は如何なる影響を受けるかということである。つまり、保護関税の下での外資の流入によるプラスの効果とマイナスの効果どちらがより大きいかということである。このモデルは貨幣を含まないので外国資本の得た利潤は2財(工業製品, 一次産品)どちらかでその収益を移転させることになる。外国企業が最も合理的に行動するとすれば工業製品の保護関税のために国際価格に比較して割り安となっている一次産品の形で収益を移転させるのが最も有利ということになる。そこで保護関税の下で外国企業は収益を一次産品によって回収するとすれば被投資本の貿易によって致達できる可能性は $S_3 Q_3$ の線上に限られることになる。したがって保護関税の下での消費均衡は Q_3 において達成されるが、それは一般に資本移動がないときの均衡点 Q_2 よりも劣るのである。したがって、新古典派の貿易理論が妥当する場合には、関税による保護貿易政策の下での外国資本の流入は資本輸入国の経済厚生を悪化させる場合が多いのである。とりわけ、一部の発展途上国にみられるように輸入代替工業化戦略を採用し高度の保護政策の下で国内市場志向型の輸入競争産業を育成する場合にあてはまるように思われる。国内市場が狭隘な多くの発展途上国で高度の保護を利用する形で参入した外国企業は国内産業との競争から規模の経済の利益を得ることが困難となるにもかかわらず保護によって高収益を享受しうる場合が多いのである。その結果、保護をうけている産業の製品価格は割り高となり国民の経済的厚生は低下せざるを得

ないのである。

以上のような考察から、いまだ多くの発展途上諸国で見られるような長期にわたって停滞的な状況における、高度の保護政策の庇護の下での輸入代替工業化は国民経済の厚生的観点からは正当化し得ないことになる。

(5) 保護撤廃の困難性

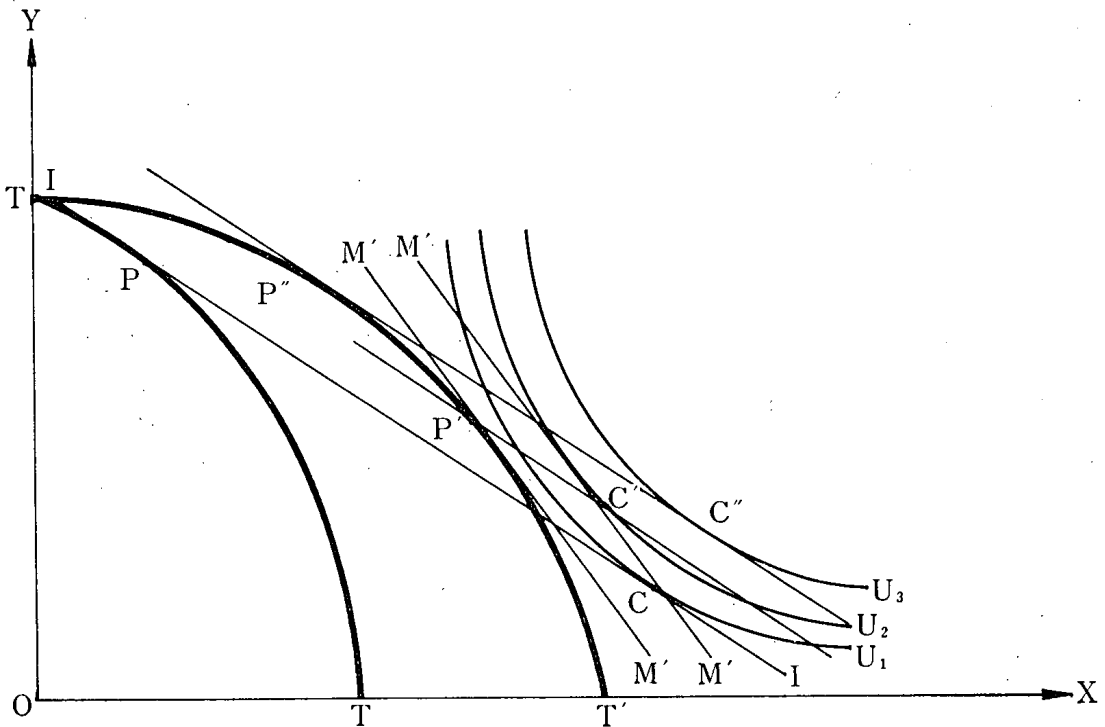
それにもかかわらずなぜ高度の産業保護が撤廃されないものであろうか。保護政策の下で輸入代替工業化戦略が推進されたとしても、工業の発展が一定水準に到達した後は、当然、保護の度合を漸次弱め、国際競争力の強化に努めることが輸出産業として成長するための重要な政策要因である。にもかかわらず保護が撤廃されないのは（政治的な要因もちろんあるが）非能率のままはかばかしい成長を遂げていない産業に無期限に保護を続けていても、その国はこうした産業から或る種の利益を得ているからである。

ジョンソン (H. G. Johnson)¹⁰⁾はこのような利益の可能性を第8図によって示した。保護されている産業を幼稚産業とすると標準貿易モデルを使って次のように説明することができる。TTは当初の生産可能曲線である。こうした状況下においてIIで示されている交易条件で自由貿易が行なわれると、その国の生産と消費はそれぞれP点、C点で均衡する。この状態で輸入財Xに関税を賦課して国内産業の保護育成を行なったとすると、X財の生産が増大し、生産可能曲線はTT'に拡大する（Y財の生産は従前と同じである）。交易条件不変のもとで国内価格はM'M'に変化したとすると、新しい生産と消費の均衡点はそれぞれP', C'となる。新しい生産可能曲線でIIの交易条件の下で自由貿易が行なわれれば生産と消費の均衡点はP'', C''に移行する。国際価格で測って、 $P < P' < P''$, $C < C' < C''$ であるから、保護によって非能率的な生産が続行されていたとしても厚生利益が生じる場合があり得るのである。つまり、幼稚産業の保

10) See H. G. Johnson, *Economic Policies Toward Less Developed Countries*, George Allen & Unwin Ltd, 1967, pp. 182~183.

小島清監修、柴田裕訳『国際貿易と経済成長』弘文堂、昭和45年、245頁~246頁。

第8図



護によって生産可能曲線 TT は TT' へと外側にシフトし、その結果として社会は長期的には厚生水準 U_1 の代りに厚生水準 U_2 を享受することになるのである。 TT から TT' への移行期間に、低い方の厚生レベルで測った保護のコストが十分に低く、 U_1 から U_2 への厚生増分が十分に大きく、かつその投資を正当化するために必要な社会的収益率が十分に低いならば、厚生水準 U_2 は U_1 より優位にあり得るのである。もっとも、 U_2 は新しい生産可能曲線 TT' で保護関税を撤廃し、自由貿易にすれば得られる厚生水準 U_3 に比べると劣位にある。しかし、保護関税を撤廃することによって X 財産業が打撃を受け生産可能曲線が TT に収縮することを想定すればまだましなのである。このように考えると非能率な産業に対する保護の恒久化の理由の一つがここに存在することになるのである。

(6) 関税保護と補助金保護

発展途上国が保護貿易政策を実施する典型的なケースは幼雅産業保護である。このケースは自由貿易を支持する国際経済理論において唯一の例外として

認められている。

ただし、この場合、幼雅産業は関税などの保護の下で育成されるが、一定の保護期間を経てやがてその国の基幹産業として発展し、更には国際競争力をつけて輸出産業として開花していく過程を考える。つまり、現在は国際競争力がなく、自由貿易体制の下では生産費をまかなうだけの収益を得ることができないが、保護の下で生産活動を続けていく内に技術進歩と熟練・経験の蓄積によって、将来より優れた生産関数に移行し、国際競争力がつき、生産費を上回る収入が期待される産業である。したがって、こうした産業の現在の収支は赤字であるが将来は大幅な黒字になることが期待されているのである。現在の欠損は幼雅産業育成に伴うコストである。この場合、重要なのは幼雅産業として保護育成する産業がそれに値するかという点である。つまり、将来の黒字の現在価値が現在かける費用よりも大きいかどうかという点である。もし将来の利益が十分に大きく初期の損失を補って余りあるものであれば、この産業は保護に値する産業ということになる。

こうした幼雅産業保護の古典理論に対してケンプ (M. C. Kemp)¹¹⁾は、将来の利益が十分に大きく初期の損失を補って余りあるものであるなら、何も政府が特別の保護しなくても、こうした産業は私的な投資として十分に採算がとれるのだから私企業が自発的に投資をするはずであることを指摘するとともに、資本市場が未整備の場合は政府が特別の融資をすれば良いのであって、特別の保護をする必要はないと主張したのである。つまり、幼雅産業であることは産業保護の理由にはならず、したがって保護貿易を正当化することもできないというのである。それでは“保護”が正当化されるのはいかなる場合であろうか。

政策的な保護の必要なケースは、技術進歩や労働者の熟練による利益が一企業内にとどまらず、他の産業や後発産業に波及し、それらの産業の生産性を高める外部経済効果を有する場合である。つまり、初期の赤字の段階において先発企業で開発された技術や知識が後発の企業においても利用されるようにな

11) See M. C. Kemp. "Mill-Bastable Infant Industry Dogma", *Journal of Political Economy*. February 1960.

り、先発企業における熟練労働者が後発企業に雇用されるようになる場合である。こうしたケースでは先発企業の初期投入の全コストを後で回収することは不可能なため、初期の段階において政策的に保護する必要性が生じるのである。

さて、発展途上国における工業化政策において保護が必要不可欠なものであるとするならば、いかなる保護政策¹²⁾が有効であろうか。

それは保護関税によって貿易に介入するのではなく外部経済効果を発生させる生産に直接介入することである。つまり外部経済効果を発生させる輸入競争産業に直接補助金を与えればよいのである¹³⁾。

しかし、ここでの議論では保護関税にしる、補助金にしる行政費用は含まれていないので、この議論を現実に発展途上国に適用する場合は必ずしも理論どりの結果が期待できない場合が生じてこよう。なぜなら発展途上国においては輸入品に関税をかけるよりも補助金の支出のための課税の方がはるかに困難で費用のかかる場合があるからである。

(7) 産業選択基準と輸出成功事例

さて、発展途上国における工業化政策の一環としての幼稚産業保護はどの産業が保護に値するかの選別の問題と同時に、一国の貿易政策も関税を用いるのか、輸入制限か、補助金かそれぞれ選択的でありまた差別的である。とはいえ、発展途上国が工業化を促進する手段の一つとしての幼稚産業の保護は厳格な条件つきではあるが国際経済理論において認められているのである。もちろん、既述したごとく、保護に値する産業は当然将来その国の基幹産業となりうる潜在的比較優位を有するものでなければならない。こうした保護産業選択基準の

12) 産業保護に関する論議に関しては J. Code, H. Hughes, D. Wall ed. *Policies for Industrial Progress in Developing Countries*, Oxford University Press, 1980, pp. 48~86. を参照されたい。

13) 輸入関税よりも生産補助金の方がより適切な手段であることが理論的に確立されたのはごく最近のことである。

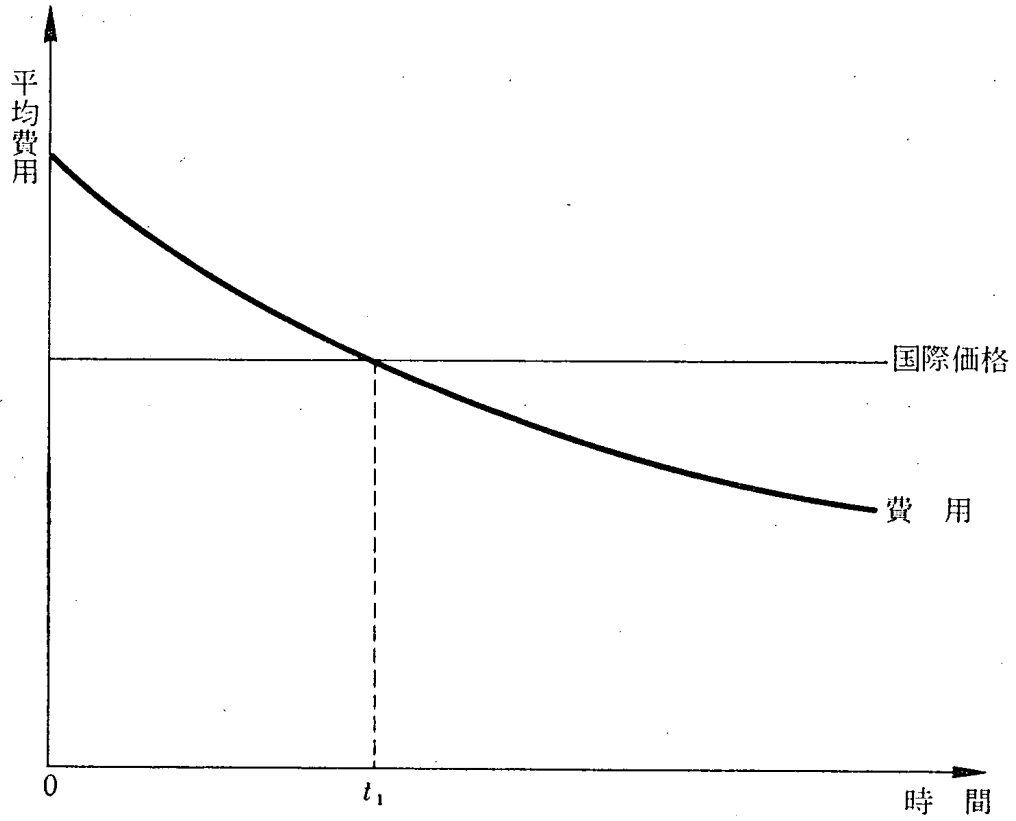
根岸隆「保護貿易主義の経済学的検討」『東洋経済』臨時増刊号、昭和42年2月5日号を参照されたい。

一つにミル＝バスターブルテスト (Mill Bastable Test) がある¹⁴⁾。これは特定の保護産業において生じる熟練と経験の蓄積が国内生産費を持続的に低下させ、一定の保護期間後に輸出産業として自立できるかどうかと問うたものである。したがって、保護に値する産業であるかどうかを決める重要なファクターは生産費である。いま、第9図で縦軸に平均費用、横軸に時間をとると、当該産業が保護に値する産業であるためには費用曲線は右下りでなければならない。この産業は t_1 期までは費用が国際価格を上回るために保護が必要となる。しかし t_1 期以降になると費用は国際価格を下回り輸出が可能となり、この段階で保護は撤廃されることになるのである。発展途上国にとっては保護の期間をできるだけ短縮し、第10図のように輸入→国内生産力の拡大→輸出といったプロセスが順調に達成される必要がある。こうした過程がスムーズに消化されれば、保護の過程で生じる種々の歪もより優れた生産関数への移行、高次の無差別曲線への到達の過程で是正されるであろう。しかし、多くの発展途上国の置かれている現実はこうした順調な発展過程からはほど遠いのである。発展パターンの順調な過程はもとより圧縮的達成は容易ではない。むしろ、保護体制が長期化し、停滞化を強め、保護のもたらすマイナスの効果が顕存化するケースが多いのである。狭隘な国内市場しかもたない多くの発展途上諸国で保護体制が長期化し、経済の停滞化傾向が強まれば、生産費は上昇し、輸出競争力を弱め、工業化そのもの行きづまることは明白である。こうした停滞化傾向をみせる多くの発展途上国のなかで輸出指向的工業化政策の実施によって着実な経済発展をとげた国に韓国、台湾、シンガポール等がある。これらの国の工業発展成功の最大の要因は何であっただろうか、またこうした国々の事例から我々は何を学ぶことができるだろうか¹⁵⁾。これらの国の経済発展の要因としてまず第一に

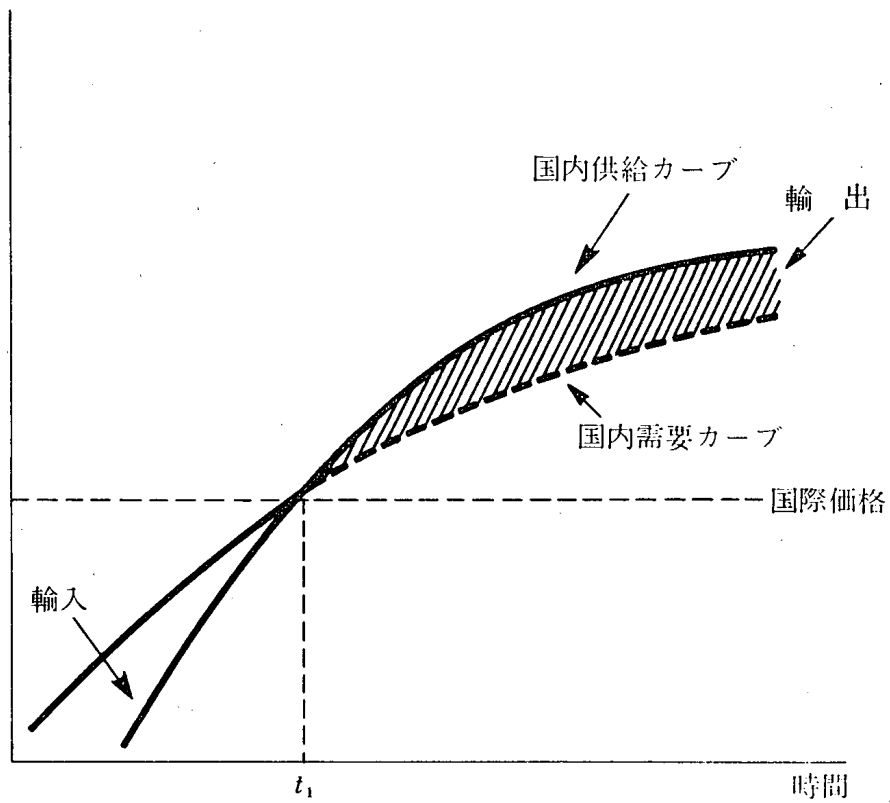
14) ミル＝バスターブルテストの持つ意味については H. G. Grubel, "An Anatomy of Classical and Modern Infant Industry Argument" *Weltwirtschaftliches Archiv*, Vol. 2, 1966. 村上敦『開発経済学』ダイヤモンド社 昭和46年, 第5章, も参照されたい。

15) See B. Balassa, "Industrial Policy in Taiwan and Korea," *Weltwirtschaftliches Archiv*, Bd. 106. 1971 pp. 55~77. Balassa "Growth Strategies in Semi-Industrial Countries" *Quarterly Journal of Economics*, Vol. LXXXIV.

第9図



第10図



指摘しなければならない点はこれら諸国は外国資本の直接投資を受け入れ、それを積極的に活用するいわゆる外向きの政策を採用してきたことである。外資の導入は貯蓄・投資ギャップを補填するとともに¹⁶⁾、規模の経済の達成に寄与し、新しい技術の習得及び波及を促進し、併せて世界市場への生産と販売のアクセス、世界的情報ネットワークの活用等をとうして貿易の拡大に貢献したのである。第2には市場自由化政策を精力的に実施したことである。台湾においては1958年から公定為替レートと外貨証明書レートの二本立てになっていた複数為替レートの統合に着手し、特定の輸入業者に対する過度の優遇制度をなくし均衡市場レートを公定為替レートとして一本化し、1963年10月に外貨証明書の使用それ自体を廃止したのである。この結果、1953年から56年の間に輸入申請総数の38~40%に及んでいた輸入停止ないし輸入禁止品目が1960年以降にはわずか4%程度となったのである¹⁷⁾。加えて公共企業の一部にたいする低金利貸付は別として貸付主体によって金利を変えるといった差別的融資慣行も廃止したのである。

韓国における自由化政策は台湾より一層ドラスティックであった。1961年まで採用されていた複数為替レート制を1965年に単一為替レート制に移行させるとともに、これまで過大評価されていたウォンレートを大幅修正し、ウォンレートの現実化に計るとともに、1967年にポジティブ・リストからネガティブ・リストに輸入承認方式を変更し、輸入の自由化を積極的に促進した。その結果、1965年以前には625しかなかった自動承認輸入品目が1323となり1967年には3600へと増加したのであるが、これは全輸入額の実に85%に相当するものであった¹⁸⁾。更に1967年には関税率の全般的引下げが断行されたのである。こうした市場自由化政策によって最終財の国内価格と国際価格の乖離は急速に縮小するとともに、両国の労働集約財産業の潜在的競争力が一挙に顕在化したのである。その結果、資源配分の歪が是正され、稀少資源のより効率的利用を促進し、

16) 安田信之助、「経済発展と国際資本移動(1)」『世界経済』昭和52年8月号及び「経済発展と資本形成の研究」『城西経済学会誌』12巻2号参照。

17) 渡辺利夫、前掲書、154頁~155頁。

18) Ibid.,

経済の効率化に大きく貢献したのである。こうして、市場自由化によって顕在化した両国の労働集約財産業の比較優位は周知の強力な輸出促進政策とも相俟って国際競争力が一段と強化され高度の経済成長を達成したのである。ちなみに台湾¹⁹⁾における1952～55年、1955～60年、1960～64年、1964～69年、1969～74年の非食糧製造工業品の年平均輸出成長率は7%、24%、36%、35%、28%、であり、同期間における年平均輸出成長率は17%、11%、23%、18%、11%であり、また実質国民総生産の年平均成長率はそれぞれ8%、6%、10%、9%であった。同じ期間における数字を韓国についてみると、製造業部門の輸出成長率は年平均3%、90%、55%、88%であったが、同部門の生産成長率は14%、10%、22%、22%であった。また実質国民総生産成長率は5%、6%、11%、9%であった。これらの数字からも実現されたパフォーマンスがいかに良好なものであったかが明瞭に読みとれるのである。

(8) おわりに

以上、これまで発展途上国の工業化政策と貿易政策との関係を新古典派貿易理論の枠組で論じ、併せて多くの発展途上国でとられてきた輸入代替工業化政策を幼稚産業保護論との関連で論じてきた²⁰⁾。既述したように幼稚産業保護論の考え方に立脚するにしろ輸入代替工業化戦略に立脚するにしろ一定期間の保護の過程で習得される経験の蓄積によって生産費の引き下げに成功し、国際競争力が涵養され、やがて輸出産業へと発展していくことが想定されているのである。

しかし、これまでの多くの発展途上国の経験は、その保護の過程が国内の資

19) 以下の数字は渡辺、前掲書による。アジア中進国の経済発展に関しては小島真、笠井信幸、渡辺利夫、田中拓夫『日本とアジア中進国』産業経済研究会、昭和55年も併せて参照されたい。

20) もちろん幼稚産業保護論と輸入代替工業化に伴う保護は同一のものではない。前者が経験、蓄積によって国内生産の平均費用を国際価格に一致させ“特化”によって潜在的比較優位を顕在化させるための保護であるのに対して、後者は既存の国内需要を満たすために生産を開始し、資源の多様化をはかるための保護である。

源配分の歪を助長し、輸出の拡大が達成されないばかりか、むしろ反輸出偏向を構造化させてきたのである。その結果、輸入→国内生産の拡大→輸出といった順調な発展経路をたどるところか保護は時間の経過とともにしだいに強化され累積化の過程をたどることも珍しいことではなかったのである。こうした発展途上国の一般的傾向のなかにあって注目されるのが前述の台湾と韓国の経験であり、実績である。両国とも他の発展途上国と同じように初期においては輸入代替工業政策を採用してきたし、産業の保護育成過程における保護の程度は他の諸国よりもむしろ強力なものでさえあった。他の諸国との大きな相違は前述のように台湾も韓国も産業発展のある一定の時期において保護政策から、真の国際競争力の養成と国内経済の効率化、最適資源配分の達成のためにドラスチックに自由化政策に転換したことである。これは輸入代替から輸出志向への大きな政策転換にほかならないが、政策転換に伴う社会的コストにもかかわらずその後実現された両国の経済実績はまさに瞠目すべきものがある。こうした両国の工業化政策の過程における政策の転換²¹⁾は理論の教えるところとはいえず、実施上の困難さを考える時、とりわけ高い評価が与えられねばならない。

21) Cf. B. Balassa, *op. cit.*, pp. 55~77.